平成２３年（フ）第２４５４号
横浜市神奈川区白幡南町６番10号　松林荘
債務者　成田美江子（旧姓松林）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７４号
横浜市港北区大曽根１丁目28番19号　コープ大曽根103
債務者　柴崎　浩俊
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９９号
横浜市中区末吉町１丁目３番地　第２末吉ビル402号室
債務者　大橋　公司
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３８号
横浜市南区井土ケ谷上町36番20号　Ｎ・Ｙガーデン302号
債務者　西村　英紀
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８６号
横浜市戸塚区舞岡町3644番地　サンハイツ戸塚101号
債務者　山内　　敏
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
栃木県小山市大字間々田1505番地
債務者　黒須　英明
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２２４１号
横浜市神奈川区台町２番地５　ネオマイム横浜台町1003号室
債務者　田中純一郎
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９５号
岡山県加賀郡吉備中央町黒山739番地１
債務者　大倉　美佐
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３４号
岡山市南区下中野57番地13
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2096番地４、従前の住所栃木県宇都宮市駒生町3316番地４
債務者　木下　正子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２３０７号
横浜市磯子区磯子３丁目６番２―702号
債務者　坂入　　進
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２５号
横浜市磯子区洋光台４丁目19番29号　サニーハイツ大熊303号
債務者　鈴木　晴子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４５０号
横浜市港北区日吉６丁目２番１号　ラ・プラージュ101
債務者　宮嶋真太朗
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1069番地
債務者　森根キヌ子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２６号
沖縄県宜野湾市長田１丁目21番３―209号　丸米アパート
債務者　新盛　亀吉
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部